平成２４年度　第２回熊谷市総合振興計画審議会概要

Ⅰ　日時：平成２４年１１月２２日（木）午前１０時～午後１２時００分
　　場所：熊谷市立商工会館　２階大ホール

Ⅱ　次第
　１　開会
　２　会長あいさつ
　３　諮問
　４　議事
　　⑴　熊谷市総合振興計画後期基本計画（案）について
　　⑵　その他

　５　諸連絡
　６　閉会

Ⅲ　委員　　（敬称略）

	氏　名	選　出　団　体	備 考
第１号	新井　正夫	熊谷市議会	会長
	杉田　茂実	熊谷市議会	
第２号	森田　美江	熊谷市教育委員会	
	北　　榮治	熊谷市農業委員会	（欠席）
	木島　一也	熊谷商工会議所	副会長
	福田　征芳	くまがや農業協同組合	
	齋藤　洪太	熊谷市医師会	
	根岸　一雄	熊谷市自治会連合会	（欠席）
	栗原　　堯	（社福）熊谷市社会福祉協議会	（欠席）
	矢野　美登里	熊谷市文化連合	
	佐藤　恒夫	（財）熊谷市体育協会	（欠席）
	大河原　剛	熊谷市ＰＴＡ連合会	（欠席）
	栗原　和江	くまがや共同参画を進める会	
	長沼　俊一	（社団）熊谷青年会議所	
	矢嶋　隆男	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	（欠席）

　　説明者　総合政策部長、企画課長、企画課職員

Ⅳ　会議の概要
　　司会者：総合政策部長
　１　開会

会議資料の確認、欠席者の報告

２　会長あいさつ



委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、市長から、本審議会に対し、総合振興計画後期基本計画の諮問を受けます。

諮問を受け、前回の審議会で事務局から説明がありましたとおり、本日から３回、諮問案を審議するわけでございますが、委員皆様の絶大なるご協力を賜りながら、審議会としての意見をまとめていきたいと考えております。

これから５年間の市の方向性を決める計画を議論する、大変重要な審議会です。

短い期間ですが、重ねてご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

３　諮問



「熊谷市総合振興計画後期基本計画案」の検討をお願いしたところです。これらにつきましては、市の策定委員会で取りまとめました素案をもとに、パブリックコメントを実施し、それらを踏まえて策定したものです。また、皆様から頂戴いたしましたご意見・ご提案につきましても、素案に盛り込みながら今後の市政運営にあたっても、参考とさせていただきたいと考えておりますので、是非ご議論をお願いいたします。

４　議事

審議会条例第６条「会長が議長となる」と規定。

新井会長が議長となり議事進行。

（会　長）

⑴ 熊谷市総合振興計画後期基本計画（案）について（説明：企画課長）

本日から３回の審議会で後期基本計画の内容を検討していただく。

本日は第１章から第５章、次回、来週 28 日水曜日に第６章からリーディングプロ

ジェクト、第４回、12 月 20 日に全体のまとめと考えている。９月 28 日の第１回審議会の後、10 月１日から 31 日まで計画案に対する意見公募を行なった。意見と市の考え方は本日配布した資料のとおり、23 人の方から 91 件の意見等が提出された。内訳は、意見が 82 件、質問が１件、その他が８件で、その他の内容は、感想であった。意見の内容は、計画の中に趣旨が含まれているものや、事業実施の段階で参考にすべきもの、今後の検討課題となるものが主で、意見に基づいての計画の内容を変更する箇所はなかった。従って、前回の審議会で配布した資料と同じ内容となっている。章ごとに概要と、併せて意見の内容と市の考え方を説明し、ご意見をいただきたいと考えている。後期基本計画の３ページをお願い。今回、審議いただく後期基本計画は、下の図の点線で囲った部分。10 年間の基本構想があり、基本構想を実現するために施策の方向性を示したものが基本計画。平成 20 年度からの５年間を前期基本計画、この計画が本年度まで、平成 25 年度から平成 29 年度までの５年間を、後期基本計画として定める。基本計画は、施策の基本方針をまとめたもので、基本方針を受けた単位施策とその説明、主な事業、施策の進捗状況を把握するための成果指標で構成している。このため、今後５年間の計画となるため、国の施策や社会経済情勢の変化にも対応できるよう、ある意味では抽象的な、幅広い表現となっていることをご理解いただきたい。基本計画で示された考え方、方針を実現するための具体的な事業については、別に実施計画を定めて進めていくこととなる。今回のパブリックコメントでの細かな事業の提案については、市の考え方に事業実施の段階で参考とする旨の表示をしている。委員の皆様におかれましては、後期基本計画の施策の方向性、基本方針について特にご意見等いただきたいと考えているためよろしくお願い。

後期基本計画の冊子により説明。

資料の８ページをお願い。第１章、魅力ある郷土をほこれるまち。施策１は、全国に発信できる特色をつくるとして、本市のうちわ祭をはじめとした各種伝統行事、また、本年７月には妻沼聖天山の本殿「歓喜院聖天堂」が国宝に指定され、全国に発信できる本市の大きな魅力が加わった。こうした現状から、基本方針として、名産品や、雪くまなど新たに生み出した産品等も含めて、全国に情報発信するもの。この施策に対しては、パブリックコメントの意見として、情報発信は、市行政側だけでなく多くの人が、世界へ発信することこそ必要だとの意見があった。今後も、全国へ、また、世界へ向けて情報発信し続けたいと考えている。10 ページ、施策２、歴史再発見のまちを推進する。妻沼聖天山以外にも貴重な文化遺産が多数ある。また、熊谷次郎直実や荻野吟子などの先人・偉人、さらには伝統的なまつりや胎内くぐりなど多様な観光資源を本市は有している。こうした現状から、基本方針として、これらの情報を発信することにより、観光交流を推進し、地域の活性化を図っていく。この施策に対しては、めぬま観光駐車場の利用増進、坂田医院旧診療所の活用についての意見があった。意見を参考にしながら事業を実施してまいりたい。坂田医院については、改修工事を予定している。また、熊谷市資料館の設立について、その必要性は認識しているが、（仮称）スポーツ・文化村内に熊谷歴史文化伝承室や平和資料展示室を整備するとともに、北部地域振興交流拠点施設（仮称）への郷土館的機能の導入も検討している。12 ページ、施策３は、スポーツによるまちづくりを推進する。市内には、熊谷さくら運動公園をはじめ、多様なスポーツ施設が整備されている。特に、熊谷スポーツ文化公園は、国体のメーン会場として、

開会式、閉会式のほか、陸上、体操、ラグビー競技が行われた。また、市民のスポーツ活動を育成支援するための拠点施設として、旧市立女子高校を（仮称）スポーツ・文化村として整備を進めている。こうした現状から、基本方針として、市民が進んでスポーツやレクリエーション活動に親しみ、「実践」するための情報や機会の提供と併せ、「応援」「協力」の取組が可能なスポーツの場づくりに努め、スポーツによる活力あるまちづくりを進めたいと考えている。この施策に対しては、荒川や利根川沿いでの、マラソン又は駅伝の提案、小学校の運動会を地域ぐるみでできないか、市営のスポーツジムについての質問があった。市の考え方と質問についての回答はご覧のとおり、運動会は、小学校と地域の運動会を別々に行っている地域もあれば、合同で行っている地域もある。地域がコミュニティの醸成のため多世代で行う活動については、引き続き小学校区連絡会を中心に支援していきたいと考えている。

（会　長）

第１章の説明が終わった。ご質問、ご意見はあるか。

（委　員）

基本構想で、人口が 2017 年 23 万人。人口増は基本中の基本で何が何でも必要なこと。現在、熊谷市の人口は 20 万３千、そのうち約 2,000 が外国人。20 万１千人が日本人の人口となる。年々700 人から 800 人減っていくと、2017 年度には多分、何もしなければ、20 万人を切ると思う。そうならないためにもいろいろな施策が必要となってくる。第１章を見ると、歴史再発見のまち、全国に発信できる特色をつくるにおいて、例えば、聖天山、うちわ祭、さくら祭等、非常に一過性である。聖天様、うちわ祭に来て帰ってしまう。観光も必要だが、住む人を増やす施策が必要である。東洋経済の「住みよさランキング」で熊谷市は 200 何位、それを少しでも上げることが必要。東洋経済のデータでは、暑いのは関係ないということである。住みよくするにはどうしたらいいか、全国に発信できる特色あるまちづくりは、言葉の上ではそうであっても、具体的には熊谷に来て住もうかなと思うようなことをしなければいけない。それには「つながりとおもてなし」である。駅の観光案内所は階段の下だが、コンコースに置くとか、お茶接待ができるとか、星渓園に行くと五家宝が出てきてお茶が出てくるとか、星川を歩って行くと鎌倉町通りで星川はストップするが、星渓園までのルートを整備するとか、おもてなしの心を積極的に出すこと。「熊谷のいいところはいっぱいありますよ」という話ができるように、熊谷市の歴史を市民一人ひとりに知ってもらい、また、子どもたちに歴史を教えていく中で熊谷市のよさを知ってもらうことが大切。駅のホームの看板が空き状態になっている。熊谷市の１月から 12 月までの行事を掲示したらいいという話もした。熊谷市へ行くと日本一きれいな素晴らしいトイレがあるといわれるようなおもてなしをしたらいいと思う。

（委　員）

妻沼の商店街の方と話をした時、非常に違和感を持ったことがあった。連日、大型バスが妻沼聖天山に来て、今までなかったくらいにぎわっている。妻沼聖天山から熊谷に人が行かない。熊谷との関連性が非常に薄いということを聞いている中で、非常に違和感を感じた。歴史は歴史、スポーツはスポーツというぶつ切りではなく、うまくリンクさせるような結びつきを持たせたら面白いかなと思った。熊谷には歴史があり、スポーツや文化もある。妻沼エリアだけでなく、他のエリアにもつながりが持てるような計画

が今後の話し合いの中で具体的に盛り込めたらいいと思った。ただ、商店街は潤ってきているという話はなかった。熊谷市は観光的視点だけではない盛り上がりをみせていけたらと思った。

先般、ニャオざね祭が妻沼で行われた。そこへ青年会議所も参加した。妻沼の商店街の方々とお話しをしたとき、同時に良くなっていかなくてはいけないというはなしのなかで、イベントを妻沼のみで実施するのではなく、熊谷の中心市街地で実施するとか、みんなで協力し合ってお互いの地域をよくしていこうというところで青年会議所も意見を述べている。

（委　員）

具体的に、妻沼聖天様へ行ったら熊谷うどんを食べる。次は熊谷寺へという案を出していく、帰りには江南のジャムを買ってもらうという、一連のものをやらないと駄目である。

（会　長）

バスで観光拠点を結ぶ事業を実施しているのではないか。

（事務局）

花の時期に別府沼とあじさい寺である能護寺、聖天山をめぐるバスを実施している。

委員の皆様には、ご意見をいただきありがたい。最初にご説明したとおり、基本計画については、歴史再発見のまちをつくるとか、情報発信をする方向性であり、これらを受けた形の個別具体的なものは実施計画で進めていく。皆様からはまちづくりをめざす方向性について提案をいただきたい。個別具体的な事業については方向性に沿った形で、実施計画の中で、商店街の活性化等はつめていくこととなる。皆様からいただいた意見は所管課にはお伝えする。まちづくりを進めていくうえで、足りないエッセンスはないかをいただければと思っている。

（委　員）

全国に発信できる特色をつくるでは、川と川環境共生都市において、荒川と利根川の特色・歴史等を全国に発信することも大切である。地域住民、市民が川の歴史をよりよく知って、誇りに思い、引き継いでいく。アピールし、まず知ること、そして知らせることが必要と考える。

（委　員）

観光協会の存在と役割がスタートラインにないといけない。観光協会を議論しないと各論が各論で終わってしまう。入込観光客数では、ゼロから積み重ねていくんだという考え方がないと、数字ありきのやり方になってしまう危険性、こわさがあると思う。お祭は毎年 60 万人、70 万人は崩せず、これにあれもこれも乗せていくのではなく、熊谷の観光、歴史をどうしていくのかは、観光協会をどうするのか、観光協会というきちんとした絵姿を書くような、存在と役割を議論していかなければ各論ばかりとなってしまう。心のよりどころ、観光を語るのは観光協会である。

（委　員）

熊谷市観光協会はどんな形なのか。市の中の、行政の中の観光協会なのか。民間はまったく携わってなく、行政のみなのか。

（事務局）

観光協会の組織について、様々な役職の方に役員をお願いし、議長、商工会会頭にも

役員として入っていただいている。個人、法人、団体等の会員は、会費を払って参加している組織である。観光協会会長は市長、商業観光課職員が事務局となりさくら祭、花火大会、観光振興施策等の事業運営を行っている。

（会　長）

ほかに、第１章についてご質問、ご意見ありますか。（なし）

第２章について、ご説明をお願い。

（事務局）

第２章、市民と行政が協働するまち。施策４は、市民活動を育成・支援する。市民活動団体の拠点施設として、市民活動支援センターを設置するとともに、市民活動を育成・支援するため、市民活動団体と市が協働して行う「熊谷市協働事業提案制度 市民協働『熊谷の力』事業」を創設し、事業を実施している。東日本大震災以降、市民の力、地域コミュニティの重要性がますます高まっており、市民にできること（自助）、地域にできること（共助）、行政が行うこと（公助）は何があるかを再確認した上で、それぞれがその役割を果たすという原点に立ち返り、協働のまちづくりを進めていくことが求められている。基本方針として、様々な市民活動を支援するとともに、特にこれまであまり積極的に地域に関わってこなかった方々、これは、団塊の世代や若者をイメージしているが、そういった方々が活躍できる環境を整備したいと考えている。この施策に対しては、NPO 法人への補助金について、主な事業の「市民活動講座の開催」について、自治会について、地域コミュニティの復活についての４つの意見が寄せられた。市の考え方はご覧のとおり。自治会、町会の統廃合については市の施策に加えることはできない。18 ページ、施策５は、人権尊重のまちをつくる。様々な人権問題解決のため、事業を実施してきたが、今なお差別意識や偏見による人権侵害があり、引き続き、人権教育、人権啓発を推進する必要がある。基本方針として、すべての市民が、お互いの人権を尊重しながら共に生きる「人権尊重のまちづくり」を目指す。この施策に対しては、人権尊重を同和問題に限定せず、男女同権、こどもや高齢者の人権も含めた施策に変更するという意見と、主な事業の中の「集会所事業等の見直しと効果的活用」を公民館やコミュニティセンターと同様の一般施策として位置付けるべきだとの２つの意見が寄せられた。様々な人権を含めた施策としていること、公民館と集会所は設置目的が異なり、集会所事業により、市民の人権啓発・人権教育に大きな成果を上げていることから、双方とも、計画の表記はそのままとした。20 ページ、施策６は、国際理解、国際・国内交流を推進する。本市には、たくさんの外国人が住んでおり、また、企業、市民のグローバル化を支援する必要もある。基本方針としてこれまで同様、熊谷市国際交流協会と連携し、事業を実施するほか、東日本大震災を契機に、市民主導の国内交流も始まったため、市民の主体的な交流を応援する。この施策に対しては、単位施策自体が不要で、国際交流協会を市と切り離し、民間団体として活動させ、市は国際情報センターを設置するべきとの意見があったが、本市の現状から、外国人に関する情報収集等のみならず、人的な交流を支援することも重要であり、この施策は、必要な施策であると考え、意見については、今後の検討課題としたいと考えている。22 ページ、施策７は、男女共同参画社会を確立する。熊谷市男女共同参画推進計画を策定し、様々な事業を実施してきた結果、市民の意識の上でも少しずつ男女共同参画が進んできたが、各種団体の役員等への女性の登用な

どで課題が残っているため、基本方針として、男女平等の意識づくり、男女が共に参画できる社会づくり及び男女が共に働きやすい環境づくりのため様々な施策を実施する。この施策に対しては、市報等で”育メン”を紹介してほしい、企業、特に中小企業の子育て支援についても、啓発してほしいとの意見があったが、すでに事業を実施していることから、今後も、引き続き取り組むこととしている。24 ページ、施策 8 は、平和なまちをつくる。本市は、終戦の前夜に最後の空襲を受け、多数の犠牲者を出した。基本方針として、平和事業の推進・周知を通じて、市民の恒久平和の実現に向けた活動を支援し、恒久平和の実現に努めます。この施策に対しては、悲惨な体験を風化させないためにも、常設の記念館を建設すべきとの意見があったが、旧市立女子高等学校跡地に設置する（仮称）スポーツ・文化村に、熊谷空襲関係を中心とする常設の平和資料展示室を整備する予定。また、平和事業は国がやるべきこととの意見では、国だけでなく、県内唯一の戦災都市である本市としても平和事業に取り組むことで、市民への周知や意識啓発ができると考えるため、引き続き取り組むこととした。

（会　長）

第 2 章について、ご質疑、ご意見はあるか。

（委　員）

NPO 法人について、市内で 50 を越える NPO 法人があるのではないかと思っている。NPO 法人を束ねる組織について伺う。NPO 発足当初は横の連絡なしでそれぞれの熱い思いの中で活動している。その中でも活動されているところ、そうでないところというのがある。同じ目的で複数の NPO があったりする中で、補助金云々の掲載がある。現在 NPO を束ねる、まとめる組織が今回の計画の中に考えられているのか。

国際交流、国際理解のなかに、北部地域振興交流拠点のことをどのくらいイメージして、その役割がどの程度盛り込まれて考えられているのか。

（事務局）

市では市民活動支援センターを設けている。NPO を束ねる NPO があったと記憶しているが、そういった意味での束ねるということか。市として束ねるということか。

（委　員）

市として束ねるということは難しいと思うが、意見概要に、補助金支出についての意見がある。50 を越える NPO 法人が、様々な形の中で活動されている中で、市民の生活の部分に入り込んでくれている。それは結構なことと思うが、束ねる組織は必要なのかなとイメージはしているが、立場はそうでも役割を果たしてもらっているのかどうかということもあり、一つの節目の時期に NPO に関する考え方について仕切り直しが必要と感じている。特に補助金が係ってきているので。

（委　員）

NPO への補助金はどういう基準で支出しているのか。報告書、決算はどういう形で行政にあがってくるのか。

（事務局）

基本的に補助金を全ての NPO 団体に交付しているわけではない。市民協働事業がありそちらに手を挙げた団体に、市の委員が審査して、NPO と市が一緒に事業を行うことが適当であると認めた団体について補助している。また、今年 3 月にイオンに子育て広場ができ、市では子育て支援は大きな施策であり、お母さんたちが気軽に集まって、

育児相談等ができるような広場をNPO子育てネットにお願いし運用している事業がある。市の施策と合致したものに限定して補助を行っている。

市民協働では年間５件程度、組織に対してではなく事業に対して補助している。

杉田委員のご質問については、担当課に伝える。

（委　員）

北部振興交流拠点の存在が、いろいろな形の中で影響力を持ってくると思われ、説明していただいた中、また他の章でも出てくると思うが、その存在自体がこの計画の中に落とし込まれている部分があるのか。全般的な質問となるが。

（事務局）

関連する施策に、北部の関係は書き込まれている。ソフトとして落とし込まれている。

（委　員）

熊谷市総合振興計画後期基本計画案に対する意見と市の考え方（案）の１ページ、「子どもたちと父兄」とあるが「父兄」は適切な表現でない、「保護者」に訂正願いたい。人権を尊重するまちであるならば「保護者」とするべきである。

（事務局）

「保護者」に修正する。

（会　長）

ほかに、第２章についてご質問、ご意見ありますか。（なし）

第３章について、ご説明をお願い。

（事務局）

26ページ、第3章　みんなで創る安全なまち。施策９は、犯罪の起こらない環境を整備する。住民同士の結びつきが希薄となり、犯罪増加の一因ともなっている。犯罪の防止を図るため、それぞれの地域で自主防犯パトロール等実施しているが、基本方針として、今後も、警察、市民、関係団体と連携を図り、地域ぐるみで防犯活動を推進し、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境整備を推進する。この施策に対しては、不審者が出そうなところに監視カメラを設置してほしいとの意見があるが、すでに、熊谷駅と籠原駅周辺に、19台の防犯カメラを設置している。また、空き家対策についての提案は、既に現地調査や所有者への指導等も実施している。他の自治体の取組も参考にしながら、所有者が適切に管理するよう指導を継続する。条例については、ご提案として伺った。28ページ、施策10、災害に強いまちをつくる。東日本大震災により、災害に対する新たな対応を求められ、地域防災計画を見直した。災害時における自助、共助の重要性も再認識され、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識による地域活動に、行政の公助を加え、市民と行政が一体となった災害に強いまちづくりを目指す。また、本市には荒川、利根川の二大河川が流れており、風水害にも注意しなければならない。基本方針として、新たな被害想定のもと地域防災計画の見直し、災害への対応力の強化を図るとともに、平時から災害予防のための体制整備を行い、市民の生命・財産を守る。この施策に対しては、医療救護活動体制とネットワークの構築についての意見があったが、この件については、地域防災計画の中で取り組んでいく。国民保護法の関係、本庁舎耐震化及び単位施策に「日常的訓練」を追加するという意見については、市の考え方は記載のとおり。32ページ、施策11、交通事故の減少・防止を図る。最近の交通事故の傾向として、子どもや高齢者が関わる事故や、自転車が関わる事故が多く

発生している。交通事故の減少・防止を図るため、家庭、学校、地域、事業所、警察や行政など関係機関が連携して、市民の交通安全意識を高めることも必要。他の施策とも関連した交通安全対策を進める必要があるため、基本方針として、交通安全意識の高揚と正しい交通マナーの啓発、普及に努めるとともに、通学路の歩道整備等を進め、交通事故の防止を図る。この施策に対しては、通学路になっている住宅地の道路にスピード防止用の障害（ハンプなど）を設置という意見があったが、ハンプは、騒音等の新たな問題が発生する恐れがあるため、現在市では、外側線や歩道の部分を緑にするグリーンベルト（視覚的に車道が狭く感じ、スピード抑制となる）を検討している。また、道路整備の中で、ゾーン 30（街中の道路を制限速度 30 キロ以下で走行する区域を設ける）の取組を行う。自転車についての意見が 2 つあるが、自転車のメリット・デメリットも含めて、交通ルールの遵守とマナーの啓発・普及に努める。また、自転車はあくまで車両の一種、一部の歩道を除き車道を通行するのが原則となるため市民の皆さんに周知徹底していきたい。34 ページ、施策 12、消費者被害を防止する。一人暮らしの高齢者を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺、インターネット等を利用した通信販売での被害等、消費生活に関するトラブルは、多様化・複雑化しているため、基本方針として、消費生活相談の充実を図るとともに、相談窓口等のＰＲに努める。また、トラブルを防ぐため、消費者を対象とした講習会の充実を図る。この施策に対しては、意見なし。36 ページ、施策 13、消防力を強化する。現在、中央消防署の建設を進めている。また、平成 23 年 10 月から、行田市と消防通信指令事務の共同運用を行っているが、消防救急無線のデジタル化に向けての検討も進める必要がある。基本方針として、災害、事故等に的確かつ迅速に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化を図る。この施策に対しては、火災原因の周知・広報についての提案として伺った。

（会　長）

第 3 章について、ご質疑、ご意見はあるか。

（委　員）

防犯カメラの設置台数 19 台、熊谷市は少ないのではないか。愛媛県の松山市は人口 51 万 4,000 で、5,000 台設置されている。熊谷市は人口 20 万で 19 台、もっと設置した方がいい。防犯協議会でもっと設置したほうがいいと発言しているが、市の考えは。交通安全について、通学路にはガードレールを必ず設置できないか。ゾーン 30 で、30 キロで走りなさいといっても、京都の例もある。ハード面でやらなくてはいけない。学童通学路にどのくらい設置されているのかデータはあるか。

（事務局）

調べて、報告する。

通学路の交通安全対策については、川口、京都の事件を踏まえ市として力を入れているところであり、通学路を中心にグリーンベルト、ゾーン 30、ガードレールの設置等については所管課に伝えていきたい。

（委　員）

国土交通省等と連携し取組んでもらいたい。佐谷田陸橋のガードレールを取り外し、補強して、さらに大きいガードレールとした。取り外したものは、どこにつけるのか聞いたところわからないようであった。外したガードレールの再利用も可能と思われ、節約をしながら設置していって欲しい。

（委　員）
　消防力を強化するについて、消防の広域化についてはまだ検討ということでいいのか。
（事務局）
　本文の 36 ページ、消防力を強化するである。現状と課題の最後の３行で、「また消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、消防の広域化が叫ばれており、実現の可能性について検討が求められています」ということで現在検討、協議がされている。
（委　員）
　行田市と消防通信指令事務の共同運用を開始したとある。市境で火災が発生したとしたら。火災現場には行くが、熊谷市であるため帰ってしまうことはないか。
（会　長）
　現在はアナログで、行田市は職員を派遣し、熊谷、行田エリアの緊急通報システムをデジタル化に移行する予定。隣接地域で協定を結んでいる。
（委　員）
　人口を安定或いは増やしていく中で、施策大綱が大事になってくると考える。施策大綱の中で消防力を強化するというとどうしても火災の方へ目が行ってしまうと考える。むしろ圧倒的に多いのは救急出動だと思う。市民が安心して安全に住めるまちの中で、後期計画で抜本的に組み替えていくことは難しいと思うが、救急に対してもっと政策大綱となり得るものがここで構築できないか、要望としてある。条例だと消防職員 247 人で現在１名減となっている。また、国の指針としては現在数十人少ない。救急に対する見方、アピールがもっとできないのか、構築ができないのか、是非検討していただきたい。医療にもつながることである。
（事務局）
　所管に伝え、検討する。
（会　長）
　ほかに、第３章についてご質問、ご意見ありますか。（なし）
　第４章について、ご説明をお願い。
（事務局）
　40 ページ、第４章だれもが安心して健康に暮らせるまち。施策 14 は、高齢者が元気に暮らせる環境をつくる。高齢社会が急速に進行している。平成 29 年 10 月には、４人に１人が高齢者となる見込となっている。地域における見守り活動等の推進を図る一方、高齢者の豊富な知識や経験を地域活動に生かせる仕組みづくりをしていかなければならない。基本方針として、高齢者の社会貢献と自立を促進するとともに、介護予防・自立生活支援の推進に向けて各種サービスの整備・充実に取り組む。この施策に対しては、５つの意見があった。高齢者は支えられる側だけでなく、支える側にもなれるという意見については、基本方針に「豊富な知識や経験を発揮できる場を提供することにより、高齢者の社会貢献と自立を促進します。」としたとおり、「支える」側としての高齢者も念頭に置いているため、意見の趣旨は計画に含まれている。３つ目の主な事業に「市民後見人の育成及び活用」を追加してほしいは、本年４月の老人福祉法の改正を受けた意見で、埼玉県で２番目となる、国が進める市民後見推進事業に手を挙げてほしいというものであるが、現段階では、市民後見制度の啓発と適切な活用について、検討す

るということとしている。他の意見についてはご覧のとおり。44 ページ、施策 15 は、障害者が暮らしやすい環境をつくる。平成 23 年度末現在、本市の人口の約 4%にあたる約 8,200 人が障害者手帳を所持しており、ここでも高齢化の影響ですが 65 歳以上の高齢者がそのうちの過半数を占めている。高齢者の福祉施策との連携を図りながら障害福祉サービスを提供することが重要となっている。また、障害者が自立できるよう就労支援の充実・強化も必要となっている。基本方針として、日常生活から就労に至るまで、障害者が安心して暮らせる環境づくりに努める。この施策に対しては、障害者への支援の継続と拡充をお願いしたいとのことであるが、今後も一人ひとりの「個」に応じた支援を図っていくこととしている。46 ページ、施策 16、楽しく子育てできる環境をつくる。高齢化とともに少子化・核家族化も進んでおり、子育ての支援ももちろんであるが、仕事と子育ての両立に向けた社会環境の整備も求められている。基本方針として、地域の人材や施設等を生かした子育てにやさしい地域の環境づくり、安心して生み育てることができる環境づくり、そして、未来を担うこども達が安心して健やかに成長できる環境づくりを目指す。この施策に対しては、豊かな経験を持つ高齢者ボランティアの活用と乳幼児等への医療費助成の記述と高校生までの延長する意見があった。地域で子育て家庭を支える記述が、高齢者を含めた地域の方が、子育て支援に関わることを念頭に置いたもの。また、乳幼児等への医療費助成の「等」の部分が「小中学生を意味している」ため、意見については参考としたい。医療費の助成を高校生まで拡大することは、現状から難しい。財政状況や県内他市の動向等を総合的に勘案し、検討すべきものと考える。48 ページ、施策 17、地域で支え合う心をはぐくむ。誰もが安心して健康に暮せるまちづくりを推進するため、熊谷市地域福祉計画を策定し事業を実施している。また、災害時の要援護者名簿を作成し、災害時の避難支援や地域の見守りに活用している。基本方針として、地域住民全てで支える地域福祉の仕組みづくりと、地域を支える人材と福祉ボランティア組織の育成を推進する。この施策に対しては、4 つの意見があった。民生委員のサポーターについては、民生委員の負担が増加する中で、サポート強化は重要なことと考え、参考とする。2 つ目の一人住まいの高齢者を対象にした見回りは、引き続き、取り組んでいく。3 つ目、地域を支える人達に対しの支援は、それぞれ、自治会連合会、社会福祉協議会との連携を図りながら、取り組んでいく。4 つ目、主な事業の社会福祉協議会との連携という記述については、提案として伺い、社会福祉協議会との連携を強化し、めざそう値の達成に努めていく。50 ページ、施策 18、市民の健康づくりを支援する。市民の健康づくりを支援する事業の他、夏の暑さから市民を守るために、様々な熱中症予防事業も実施してきた。しかしながら、生活習慣病に起因した、三大疾病のがん、心疾患、脳血管疾患等が増加している。引き続き、日常生活習慣の改善に重点を置いた取り組みを進めるために、基本方針として、市民の健康観や意識を尊重し、市民が主体的に目標をもって取り組む健康づくりを、地域社会等と一体となって、支援できる環境づくりに努めて参る。この施策に対しては、熊谷薬剤師会の方から意見があった。今後も協力関係を保ち、新規事業については、内容を確認しての検討課題とする。52 ページ、施策 19、医療体制を充実する。52 ページの部分で訂正がある。現状と課題の上から 7 行目、「本市、行田市、深谷市、寄居町の 3 市 1 町が連携して 8 病院の協力」とあるが、8 病院を 9 に訂正。その 2 行下、太田市内 5 病院を 6 にそれぞれ修正をお願い。関連して 53 ページ、主な事業の下の成果指標「救急医

療に従事する病院数」の現状値、後期めざそう値をそれぞれ９件に修正をお願い。本年４月から増えていた。健康は全ての人の願いであり、幸福で充実した生活を営むための基本的な条件。現在、医療機関の協力のもと、医療体制の確立と病診連携に努めている。基本方針として、県、関係医療機関、各市町等と連携し、適切な救急医療が受けられるよう体制の確保と充実を図る。この施策に対しては、休日・夜間急患診療所で、お薬手帳のシールを発行してほしいとのことであるが、シールではなく薬剤の情報を記載した用紙の発行を検討している。大学病院の誘致は、立正大学へ新たに医学部を新設して、立正大学病院を造ってもらったらどうかという意見。医学部の新設は、国の施策の方向とも異なり、既存の医学部の定員を増やす方向にあり、新たに医学部を設置（誘致）することは極めて困難で提案として伺った。成果指標については、先ほど修正したように現状値９件に対し、後期めざそう値も９件、なぜ同じなのかとの意見は、なかなか新たな救急病院の参入が見込めず、現状維持を目標とした。

（会　長）

第４章について、ご質疑、ご意見はあるか。

（委　員）

施策 18、市民の健康づくりを支援するについて、平成 19 年にがん対策基本法が制定された。現在日本人の中の２人に１人ががんになるという状況にあるため、それを背景に基本法が制定されました。昨年改正があり、新たな項目が加えられた。それは、がん教育を進めていくという項目であるが、既に小中学校でガン教育を進めている地域がある。例えば、東京の足立区では命の授業と題して進めている。鹿児島でも小学校教育の中に取組んでいる。熊谷市が市民の健康づくりを支援するという視点から考えると、小さいうちから健康に対する意識を醸成することは大切であるため、是非、小中学校、高校を含めてガン教育に対して取組んで行ってもらいたい。

（事務局）

所管に伝えます。

（委　員）

クールシェアを毎年やって行ったほうがよい。実施することにより、熱中症による救急搬送者が減ったと聞いている。また、子育てするなら熊谷市というキャッチフレーズのなかで、総合病院では産婦人科がなくなってしまったりしていて、キャッチフレーズで終わってしまうという懸念がある。小児科について、夜間診療はどうなっているのか。例えば、夜、電話相談ができるようになっているのか。救急も、市内の総合病院等を拡充してもらえればいいと考える。

（委　員）

平成 14 年４月から夜間診療が始まった。小児も大人も 365 日午後７時 30 分から 10 時まで、母子健康センターで診療を行っている。10 時以降はできないシステムとなっている。＃8000 に電話をすると、看護師が状況、症状を聞き、相談対応している。今年から夜７時から翌朝７時まで対応しており、毎月 2,000 件以上相談があり、そのうち約 95％は電話で済んでいる。＃8000 は全国的に実施されているもので、埼玉県の看護協会の協力により埼玉県が実施している事業である。問題は、一次救急、二次救急、三次救急とあるが、二次救急対応の病院が小児に限ると、対応できていない。小児の二次救急をやっていただいている病院は、深谷日赤、行田総合病院だけとなっている。

日赤も小児科医は 5 名程度であるため、県立の小児医療センターから週 2 回ほど派遣をしてもらっている。現在の医療センターの医者は専門分野のみの対応で（心臓であれば心臓のみ）、当直していても診てくれないということである。医療圏の中で対応を考えると（本庄児玉も医療圏に入る）、本庄児玉では救急車での搬送先は群馬県となっている。熊谷も、太田総合病院に対応をお願いしている。医療圏の枠組み（行政の枠組み）を越えて対応しているのが現状である。

医科大学の設置という問題では、現在、既存の医学部の定員増により医科大学を 10 校分程増した数、毎年医者を 9,000 人増やしている。埼玉県に医学部を設置するよりも埼玉県在住の人に毎年 1,000 万円支出して、10 人として 1 億円、6 年で 6 億円、県内に医者がいっぱいになったら制度を止めてしまえばいいと思う。大学を新設してしまったら維持管理費が大変である。深谷市は、医者になったら 10 年間は地元で勤務することを条件に、医学部へ行けば補助金を出す制度を実施している。

（事務局）

クールシェアの関係は、リーディングプロジェクト（117 ページ）に位置付けしてある。

（委　員）

40 ページ、介護保険に関して、介護保険法 42 条を担当部署の方には研究していただいて、熊谷市で高齢期を迎えられるために、市の独自性が出せるよう検討をいただきたい。該当箇所 P46 の市の考え方のなかで、「財政状況や県内他市の動向等を」と書かれているが、財政状況は当たり前と思うが、「県内他市の動向」というのは何の意味があるのか理解できない。このようなところで独自性を出していかなければいけない。横にらみをすることではないと考える。

（事務局）

所管に伝える。

（会　長）

ほかに、第４章についてご質問、ご意見ありますか。（なし）

第５章について、ご説明をお願い。

（事務局）

54 ページ、第５章　自然の豊かさがあふれるまち。施策 20 は、豊かな自然を保全する。本市は、荒川と利根川の二大河川を有し、豊かな自然環境にあるが、自然の緑は減少している。緑地の適正な保全と緑化の推進によって、自然の緑を守り、さらに、環境意識を高めることが大切。基本方針として、環境問題への理解と意識向上に向けた事業実施、環境保全活動の支援、貴重な緑と水辺環境の保全を進める。この施策に対しての意見はなし。56 ページ、施策 21、生活環境を保全する。引き続き、大気、河川、自動車騒音調査、ダイオキシン類調査等の環境調査、また、放射性物質の調査についても定期的な測定を継続していく。河川や水路などの公共用水域の水質改善を図るための事業も進め生活環境を保全する。基本方針は、公害の防止や環境負荷の低減等を図るための、事業者との公害防止協定の締結と、各種環境調査の継続、公害発生源の指導等を行う。また、合併処理浄化槽の整備や適正な維持管理を促進する。この施策に対しての意見はなし。58 ページ、施策 22、ごみの発生を抑制し、再利用を促進する。現在、家庭ごみの収集・運搬は市が行い、焼却処理等は大里広域市町村圏組合が行い、発生す

る焼却灰はセメントの原料として再資源化を図っている。基本方針は、市民一人ひとりが、３Ｒに取り組み、ごみの減量と資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成を目指す。この施策に対しては、焼却施設を整備する際、焼却熱を利用した発電施設を導入してはとの提案があった。現在推進中の「ごみ処理施設長寿命化計画」には、発電施設の導入は盛り込んでいないので、将来の施設新設の際の検討項目の一つとして考えている。60 ページ、施策 23、地球温暖化対策を推進する。壮大なテーマであるが、夏の気温が高い本市だからこそできる取組である。地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、市民（市民団体）・事業者・市での温暖化対策に向けた取組を推進していく。成果指標に住宅用太陽光発電システムの普及率を新設したように、住宅等への設置戸数は増加しているが、さらに、本市の地理的特性を生かし、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの普及拡大、さらに、スマートタウンづくりなどの先進的な取組を進める。基本方針は、市有施設のＣＯ２削減に積極的に取り組むとともに、新エネルギーの導入を図りながら地球温暖化対策の重要性を発信し、太陽光など再生可能エネルギーの市民等への普及促進を図る。この施策に対しての意見の１つ目、スマートメーター（電力会社とのオンラインにより、電気使用料が把握できる）導入については、2014 年から 2023 年までに、東京電力が所管する企業及び家庭、約 2,700 万件に導入を進めていくということである。２つ目、施設に、ソーラー、太陽光発電設備を設置し、ソーラーのまちするという意見の趣旨は計画の中に含まれているで、計画の表記はそのままとした。３つ目、成果指標の「太陽光発電システム（10kw 以上）を導入した市有施設数」のめざそう値を 26 か所よりさらに増やすべき、また、売電を導入していく方向を入れるべきとの意見では、別の手法での設置を視野に入れ、意見の趣旨は計画の中に含まれているので、めざそう値も含め、計画の表記はそのままとした。４つ目、エネルギーの地産地消については、意見の趣旨は計画の中に含まれているので、計画の表記はそのままとした。

（会　長）

第５章について、ご質疑、ご意見はあるか。

（委　員）

ゴミ処理場の熱エネルギーを利用し、発電したほうがいいと思う。発電した電気は緊急時の補足電源として利用したほうがいい。（病院、東部浄水場等へ）

（事務局）

ピンポイントに電気を送る送電が難しい状況にある。また、地産地消というご意見もいただいているが、ご説明したとおり計画の表記はそのままとさせていただいた。

（委　員）

56 ページ、公共下水道以外は、合併浄化槽ということであるが、合併浄化槽の維持管理が業者任せであるため、熊谷市の基準を設け、指導したほうがいいと思うが検討願いたい。

（会　長）

滑川の椎茸から放射性物質が検出されたと報道があったが、他の農産物からも検出されることもあるのではないか。

（事務局）

県の農林部で、農産物については定期的に調査しており、基準値を超えるものがあっ

た場合は出荷停止なりの措置がなされる。

（会　長）

第５章についてはよろしいですか。（なし）

次回会議は、11 月 28 日の開催とります。

ほかにありませんか。

（委　員）

広報の仕方を全体的に考えた方がいいのではないか。例えば、ゆうゆうバスについてパブリックコメントをしても意見が上がってこないということがある。知らせる方法。いいことをやっているが市民の方に広がらない、市民の方は知らないとか。

⑵ その他（なし）

５　諸連絡

次回審議会について：11 月 28 日（水）午後２時から、市役所３階 303 会議室

６　閉会　　１２時００分